（保護者向け説明資料）

県立学校家族休暇制度の導入について

令和８年４月１日
県立島尻特別支援学校
県教育庁県立学校教育課

１ 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第３次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入します。

２ 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

３ 制度開始日

令和８年４月１日（水）

４ 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

５ 取得できる日数

年間３日まで（１日単位・分散取得可）

６ 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

７ 取得できない日

〈学級、学年、学校全体の活動がある日〉

（１）儀式的行事の日：始業式、終業式、入学式、卒業式

（２）学校行事等のある日：学習成果発表会、運動会、修学旅行、宿泊学習、就業体験・校内実習、定期（中間・期末）テスト　等

※本校の年間行事計画（面談の際に配布予定）をご確認ください。

※本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できない場合もあります（本校においては、高等学校学習指導要領に準ずる教育課程を履修する生徒が該当）。詳しくはＱ＆Ａをお読みください。

８ 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

通常の欠席連絡（Forms 等）と同様に手続きをしてください。その際、欠席の理由として「〇月〇日～〇月〇日まで 家族休暇のため」と記入してください。

※事前に学級担任・担当へ連絡をお願いします。

10 届出期限

取得希望日の２週間前までに届け出てください。

※期限を過ぎると給食費の負担が発生しますのでご注意ください。

11 授業への対応

自主学習での対応となり、補習等は行いません。授業のプリント等については、学級担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様で幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。